

第三号議案 定款の変更について

以下のとおり定款の一部変更を行う。

一般社団法人 廣東同郷会 定款 【新旧対照表】 下線部が変更部分

旧（現行）	新（変更案）	備 考
<p>（招集）</p> <p>第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。</p> <p>2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対して、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（事業報告及び決算）</p> <p>第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第 1 号から第 3 号までの書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>一 事業報告</p>	<p>（招集）</p> <p>第 15 条 （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 本会は、会員総会の招集に関し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとることができる。</p> <p>（事業報告及び決算）</p> <p>第 36 条 （現行どおり）</p>	<p>法改正により新たに設けられた</p>

<p>二 事業報告の付属明細書</p> <p>三 公益目的支出計画実施報告書</p> <p>四 貸借対照表</p> <p>五 正味財産増減計算書</p> <p>六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書</p> <p><u>3</u> 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>4</u> 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p><u>5</u> 貸借対照表は、定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2</u> 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>この定款は、令和5年6月11日から施行する。</p>	<p>一つ飛ばして項の数字を振ってしまっていたため訂正</p>
--	---	---------------------------------